

# 平成20年度第11回庁議 会議録

[日 時] 平成21年2月2日（月） 午前8時40分～午前9時36分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

(2) 組織機構改革（案）について (企画部)

(3) 市税の歳入見通しについて (総務部)

3 連絡事項

(1) 平成21年度施政方針（案）について (企画部)

(2) 第2期新居浜市障害福祉計画（案）について (福祉部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

臨時議会が1月30日に召集告示がなされ、2月6日に開会されます。今回の臨時議会は、急激な経済、景気悪化に対応するため、緊急の経済対策、雇用対策をとるための補正予算案を審議していただくことを目的としておりますので、慰労のない対応をよろしくお願ひいたします。

2 議 事

(1) **臨時議会提出議案について (関係部局)**

市長 では、議事に入る。

臨時議会提出議案について、議案概要に沿って、総務部、企画部の順番で説明をお願いする。

<別添資料、臨時議会関係資料に沿って説明>

<総務部長>

報告第1号、専決処分の報告について説明する。

本件は、平成20年10月21日午後3時30分ごろ、市道萩生栗林線、萩生1967番地の19地先路上において、議会決算特別委員会の現地調査のために移動していた公用マイクロバスが、方向転換のため後進した際、北進してきた相手方の軽自動車に接触し、双方の車両が損傷した交通

事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものである。

和解の内容としては、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用 17万3,000円の内、90パーセントに相当する額15万5,700円を支払い、相手方は新居浜市に対し、公用車の修理に要する費用 19万円の内、10パーセントに相当する額1万9,000円を支払いすることと決定し、平成21年1月8日に専決処分をしたので報告するものである。

なお、損害賠償額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により、支払われる予定となっている。

<企画部長>

議案第1号、平成20年度新居浜市一般会計補正予算第5号について説明する。

今回の補正予算は、現在の厳しい経済状況や雇用状況に緊急に対応するため、地域活性化・生活対策事業を実施するとともに、新たに臨時職員を雇用するための人員費等について、予算措置するものである。

補正額は2億8,211万5千円の増で、補正後の予算総額は422億1,376万7千円となっている。

個別の内容であるが、地域活性化・生活対策事業としては、平成21年度事業を前倒しするという形で、公園整備事業など14事業で、補正額が2億7,907万円となっている。また、緊急雇用対策事業としては5事業であり、多極用地環境整備事業が委託事業、狂犬病集合注射等準備事業以下4事業は臨時職員を直接雇用するということで、事業費は304万5千円、委託事業を含め雇用人数は11人役としている。

財源としては、財政調整基金からの繰入れで措置している。

また、議案概要に記載されているが、議案の撤回について。議案第57号新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については継続審査となっていたが、議案を撤回することとしている。

市長 以上のような内容となっているが、何か質問等あるか。よろしいか。  
では、次の議題に移る。

## (2) 組織機構改革(案)について(企画部)

市長 組織機構改革(案)について、企画部から説明をお願いする。

<別添資料、組織機構改革(案)関係資料に沿って説明>

<企画部長>

平成21年度の組織機構改革の案であるが、結論から申し上げると、教育委員会事務局からの提出で、発達支援体制の充実を図ることを目的として、発達支援準備室を発達支援課に名称変更を行い、また、同時に定数条例も改正して対応するというものである。

その結果として、変更前の11部68課205係は、変更後も変わっていない。

その他3件、各部局からご提出いただいた。福祉部からは、2件。内容としては、地域包括支援センターを介護福祉課の出先機関でなく、課として位置付ける。また、放課後児童クラブの事業主体は児童福祉課となっているが、設置場所がほとんど小学校内であることから、教育委員会事務局へ移管する。また、消防本部からは、総務警防課を、消防広域化に対応して本部機能の充実を図る

ため、総務課と警防課に分割するという内容であった。これらについては、検討の結果、現行の組織のとおりとさせていただいている。

よって、組織機構改革案としては、冒頭にご説明した1件のみとしている。

市長 以上とのおりであるが、質問等あるか。

今後、組織改革があるとすれば、平成23年度を初年度とする第五次新居浜市長期総合計画に合わせる形での改革になろうかと思っている。平成21年度はこの組織でいきたいと考えているので、よろしくお願ひする。

では、次の議題に移る。

### (3) 市税の歳入見込みについて（総務部）

市長 市税の歳入見通しについて、総務部から説明をお願いする。

＜別添資料、市税歳入見込み関係資料に沿って説明＞

＜総務部長＞

市税の歳入見通しについて、説明する。

お手元に資料をお配りしている。一覧表1と、裏面に一覧表2として詳細版を載せているが、一覧表1の方が理解しやすいので、本日はこれでご説明する。詳細版については、法人市民税、固定資産税などについては区分ごとの数字を載せているので、後ほどご覧いただきたい。

市税については、平成19年度は、税制改正や好景気の影響を受け、調定額ベースで約229億7千万円、収入額ベースで約218億6,500万円と、過去最高を記録した。

しかしながら、平成20年度は、世界的な金融不況等、景気の急激な後退を受け、住友企業の業績が悪化し、特に法人市民税の落ち込みが激しくなっている。このため、平成20年度については、調定額ベースで約210億9,300万円、収入額ベースでは約199億3,500万円と見込んでおり、財政計画の市税収入額約193億9,600万円は上回っているが、19年度決算額と比較して、調定額ベースで約18億7,600万円、収入額ベースで約19億2,900万円の減収となる見込みとなっている。

次に、平成21年度の税収見込みであるが、金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、景気の状況が更に厳しいものとなることが予想されており、法人市民税が更に落ち込む見込みとなっている。このようなことから、調定額ベースで約193億4千万円、収入ベースで約181億700万円と見込んでおり、今年度決算見込み額と比較しても、調定額ベースで約17億5,300万円、収入額ベースで約18億2,800万円の減収となる見込みである。

また、平成21年度を19年度と比較すると、調定額ベースで約36億3千万円、収入額ベースで約37億5,800万円の減収見込みとなっている。

それでは、税目毎に現年度課税分について、平成20年度、21年度の調定額ベースでの見込みの概要を説明する。なお、見込額算定における前提条件として、このほど発表された平成21年度税制改正大綱に基づく税制改正を織り込んで、見込額を算定している。

まず、個人市民税である。平成20年度は、税制面では、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、地震保険料控除の創設、住民税による住宅借入金等特別税額控除が行われたものの、給与所得

の増加等により、調定見込額は19年度決算調定額に対し、3.4%増の約59億4,400万円になると見込んでいる。平成21年度は、税制面では寄附金税制の拡充等があるが、税収に大きな影響を及ぼすような改正はない。世界的な景気後退に伴って、給与所得や営業所得の減少が見込まれているが、所得推計に当たり、平成20年の春闘・人事院勧告等の各種経済指標を加味し、20年度調定見込額の3.0%減の約57億6,800万円と見込んでいる。

次に、法人市民税である。平成20年度は、世界経済が減速する中で、下向きの動きが続くと見られるため、19年度決算調定額の42%減の約30億300万円と見込んでいる。平成21年度の見通しとしては、先に申し上げたように、アメリカ・ヨーロッパにおける金融危機の深刻化や、景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、景気の状況が更に厳しいものとなることが予想されていることから、平成21年度の法人市民税の調定見込額としては、20年度調定見込額の52%減の約14億4,200万円と見込んでいる。法人市民税については、もう少し詳細にご説明申し上げる。法人市民税、特に法人税割額については、景気動向、企業業績により大きく変動し、税収を大きく左右するものとなっている。まず、住友3社の税割調定額については、平成20年度実績で約10億7,200万円であるが、来年度の税収見込み調査の回答においては、88.2%減の約1億2,600万円と激減しており、市税収入減の最大要因となっている。また、その他の企業においても、主要企業に同様の調査を行ったところ、今年度よりさらに調定額が減少する傾向であることから、見込数値として約4割減で算定している。このようなことから、平成21年度の法人市民税税割額の調定見込みは約11億1,200万円となっており、過去最高の決算額であった19年度と比べると2年連続して厳しい見込みとなっている。

次に、軽自動車税は、平成20年度は、引き続き税率の高い軽四乗用車がわずかに増加する見込みのため、19年度決算調定額の2.3%増の約2億5,200万円。また21年度についても、20年度調定見込額の0.5%増の約2億5,400万円と見込んでいる。

次に、たばこ税は、公共施設や公共交通機関でのなお一層の禁煙推進や喫煙者数の減少など、健康志向の高まりを受け、消費本数はさらに減少すると予想される。平成20年度は19年度決算調定額の5.1%減の約8億2千万円と見込んでいる。平成21年度も引き続き減少が続くものと考えられることから、調定見込額は20年度調定見込額の5.4%減の約7億7,500万円と見込んでいる。

次に、入湯税は、市内に1社のため、平成20年度見込み48万円、21年度見込みは、31万3千円としている。

次に、固定資産税について説明する。平成20年度については、賦課した結果の調定であるため、説明は省略させていただくが、土地、家屋、償却資産合わせて、19年度決算調定額の1.8%増の約89億6,900万円を見込んでいる。平成21年度については、税制面では大幅な見直しはないが、償却資産については、平成20年の評価基準の一部改正により法定耐用年数が大幅に改正されており、平成21年度課税から適用されることとなっている。区別に申し上げると、まず、土地については、平成21年は評価替えの年ではあるが、地価は平成4年以降連続して下落しており、平成20年度地価公示の全用途評価変動率はマイナス1.9%と下落幅は拡大傾向にある。ま

た、線引き廃止以降、農地の宅地化が年間10万m<sup>2</sup>以上であったところが、平成20年から21年にかけては約5万9千m<sup>2</sup>と落ち込んでいること、更に、負担水準の追いつきのための下落分が直接税額へ反映されるようになったことにより、20年度調定見込額の1.4%減の約34億4,600万円と見込んでいる。家屋については、評価替えに伴う在来分家屋の評価額が6.34%減少する上に、平成20年中の新增築、滅失家屋の増減を加味した結果、20年度調定見込額の2.1%減の約29億9,300万円と見込んでいる。償却資産については、機械及び装置にかかる法定耐用年数が大幅に改正されたことにより、税収に少なからず減少の影響を及ぼすものと思われる。しかしながら、住友関連企業等への調査の結果、大型設備投資を行った企業も存在していることから、20年度調定見込額の5.9%増の約25億6千万円と見込んでいる。このようなことから、固定資産税全体では、20年度調定見込額の0.3%増の約90億円を見込んでいる。

次に、都市計画税であるが、平成20年度については、土地、家屋合わせて、19年度決算調定額の1.3%増の約10億6,500万円を見込んでいる。平成21年度については、固定資産税と同様の試算の結果、土地については、20年度調定見込額の1.8%減の約6億円、家屋については2.8%減の約4億4,100万円、合計で2.2%減の約10億4,100万円と見込んでいる。

最後に、徴収率設定について説明する。一覧表で「率」ということで数値を載せているが、これは徴収率の値である。今まででは調定額ベースで説明してきたが、調定見込み額に徴収率の見込みを乗じたものが収入見込み額ということで、実際の税収見込みとなる。現時点での徴収率を基準に、税目ごとの徴収率を予測し、設定している。平成20年度については、昨年度、過去最高の収入となった法人市民税の調定額が、今年度は4.2%減少する見込みであることから、市税全体の徴収率に影響を及ぼすと見込んでいる。また、個人市民税は、平成18年度からの税制改正により個人調定額の増額もあり、平成19年度に比べ徴収率が低下する見込みである。平成20年度の徴収率は、これらのこと踏まえて94.51%に設定している。平成21年度については、20年度の見込みを基準に各税目ごとに予測した徴収率から算出しているが、法人市民税の調定額が今年度から更に減少することなどを考慮し、93.62%と見込んでいる。

以上のようなことから、収入額ベースでは、滞納繰り越し分を含め、平成20年度は19年度決算収入額の8.8%減の約199億3,500万円、平成21年度は20年度収入見込額の9.2%減の約181億700万円と見込んでいる。

市長 市税の歳入見込みは、今説明のあった数値のとおり、特に法人市民税が減少しているので、平成21年度もそうであるが、22年度以降も非常に厳しい状況になろうと考えている。21年度は、経済対策もあるし、過去最高を記録した平成19年度の市税分を財政調整基金に貯え、これを取り崩すという形で対応するが、その先はわからないという状況があるので、事業の見直しは常に行っていただきたい。

質問等あるか。よろしいか。

では、本日の議題は以上なので、連絡事項に移る

### 3 連絡事項

(1) 平成21年度施政方針（案）について（企画部）

市長 平成21年度施政方針（案）について、企画部から説明をお願いする。

＜企画部長＞

平成21年度施政方針（案）についてのお願いである。

3月市議会の冒頭で、市長が平成21年度の施政方針をお示しするが、そのスタイルについては、例年どおり「はじめに」ということで、市長の新年度における市政運営の基本理念を申し上げ、以下、第四次長期総合計画の後期戦略プランに沿って、6つのまちづくりごとに、順次、21年度の主要な具体的施策について申し上げるといった形となっている。そして、最後に、「おわりに」ということで、市長が所信を申し上げることとしている。

現時点での6つのまちづくりの中身については、21年度の10か年実施計画の予算要望時に提出していただいた各部局の予算編成方針をもとに、若干の修正を加えて原案を作成している。

本日お願いすることは、先般内示した平成21年度当初予算などを考慮しながら、主要施策の原案について、修正・加筆をしていただきたいということである。

期限については、時間がなくて大変申し訳ないが、2月5日本曜日までにお願いしたい。訂正方法等についてであるが、庁議終了後、各部局長さん宛に原案をメールで送信するので、変更履歴を残して訂正し、担当者まで返信していただきたい。特に気をつけていただきたいのは、部局ごとではなく、6つのまちづくりごとに記載しているので、見落としのないようにお願いしたい。また、予算を内示しているが、内示されなかった事項、追加内示がなされた事項などの削除・加筆を、また、数値的な事項については再確認をお願いしたい。なお、訂正の必要がない部局においては、その旨をご連絡いただきたい。

訂正していただいた原稿については、それを元に最終案を作成して、2月13日金曜日に予定している定例市議会前の庁議にてお示しさせていただきたいと考えているので、よろしくお願いする。

市長 定例市議会が早まる予定であり、あまり時間がないが、以上のスケジュールでお願いしたい。

次の連絡事項に移る

(2) 第2期新居浜市障害福祉計画（案）について（福祉部）

市長 第2期新居浜市障害福祉計画（案）について、福祉部から説明をお願いする。

＜別添資料、第2期新居浜市障害福祉計画（案）資料に沿って説明＞

＜福祉部長＞

第2期新居浜市障害福祉計画については、現在策定作業中であり、案ができあがったため、2月17日から3月4日までパブリックコメントを行う予定である。本日は、時間の都合上、その概要について説明させていただく。

まず、1-1計画策定の趣旨である。本市は、現在、障害者施策の総合的な計画として、平成19年4月に新居浜市障害者計画・障害福祉計画を策定し、その計画の障害福祉計画の部分を障害者自立支援法に基づく第1期障害福祉計画として策定している。本計画は第2期障害福祉計画であり、第1期障害福祉計画の見直しを行い、一つは、本市の障害福祉サービス等の数値目標を設定し、二つには自立支援給付事業及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を図るため策定する

ものである。

次に、1－2計画の位置づけである。新居浜市障害者計画・障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として一体的に策定している。今回は、新居浜市障害福祉計画の見直しを行い、第2期障害福祉計画となるものである。

次に、1－3計画期間であるが、本計画は、平成21年度から平成23年度までの3か年とし、平成23年度末までの目標値を設定するものである。

1－4計画の理念としては、障害者の自立を地域で支える共生社会の実現としている。

次に、1－5計画の基本的な考え方である。(1)として、主体的な選択・決定をサポートする体制の整備のため、相談支援体制を充実する。(2)制度の一元化とサービス基盤の整備として、各種サービス基盤の整備や地域の社会資源を活用した基盤整備を進める。(3)総合的かつ効果的な施策の推進として、保健・医療・福祉、教育、就労、生活環境、社会参加等の関係機関相互の緊密な連携の確保やライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策が行えるよう体制を整える。(4)市民参画と協働の推進では、市民、関係団体、企業、行政等による協働の取組みを推進していく。

次に、1－6計画の策定体制については、(1)市民意見の反映として、新居浜市障害者自立支援協議会において、計画内容に関する審議を行った。(2)当事者意見の反映としては、障害者団体、障害者施設、支援センター等団体にヒアリング調査やアンケート調査を実施し、障害福祉サービスの状況等について検討を行った。

1－7計画の推進体制として、(1)保健・医療・福祉・教育分野における連携、(2)地域との連携(3)計画策定における連携(4)庁内推進体制の整備について、それぞれ記載している。詳細は省略する。

次に、1－8計画の点検・評価及び改善についてである。点検・評価・改善については、新居浜市障害者自立支援協議会を開催し、活用していきたいと考えている。

2－1 平成23年度の目標値の設定については、国の基本指針では、平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定することとなっている。(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行では、福祉施設の入所者の地域生活への移行目標値を16人、8.3%、平成23年度末時点の施設入所者の削減目標値を10人、5.2%と設定している。(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行では、第1期計画と同様に、新居浜市における入院中の退院可能精神障害者数の減少目標値として、76人、これは平成24年度の数値であるが、このうち54人の退院を目指す。(3)福祉施設から一般就労への移行では、国の基本指針では、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上を目安としているが、これまでの実績を踏まえ、8人以上と設定した。

次に、2－2総合的な自立支援システムの確立である。障害者自立支援法における障害福祉サービス等の給付体系は、これまでの支援費制度や精神保健福祉制度から利用しやすい制度にしていくことを目指していく。

2－3は、障害福祉サービスの体系を記載している。

2－4は、国や県の義務的経費が伴う個別給付である自立支援給付事業について、(1)自立支

援給付事業及び相談支援の量の見込み（2）自立支援給付事業及び相談支援の内容及び実績（3）見込み量の確保の方策について、それぞれ記載している。

次に、2－5は、地域生活支援事業についてである。この事業は、国の定める必須事業と市町村が任意に実施する「その他事業」がある。（1）地域生活支援事業の量の見込み（2）地域生活支援事業の内容（3）見込み量の確保の方策について、それぞれ記載している。詳細は省略する。

次に、2－6障害福祉サービスの円滑な提供・実施のための方策として、（1）障害福祉施策推進のための人材の確保・育成（2）サービス提供事業者の育成・確保（3）公平・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化（4）利用者負担等の軽減等について、それぞれ記載している。時間の都合上、内容は省略させていただく。

次に、2－7障害者の雇用、就労促進の方策として、障害者自立支援法においては、障害者の就労促進を目指す方向性がうたわれ、障害者雇用促進法が改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化など、障害者の就労支援が拡充された。本市も、地域特性や本人・保護者の意向も踏まえて、障害者の就労支援をさらに強化していくことが求められている。（1）雇用機会の拡大を進める就労支援体制の強化では、愛媛県、公共職業安定所、特別支援学校、障害福祉サービス提供事業所、行政など、労働・福祉・教育など関係機関との連携強化を図ることとしている。（2）就労への移行を促進する支援策の充実としては、一般企業への就労を希望する人、技術を習得して在宅で就労を希望する人に、一定期間、一般企業の雇用移行支援を行う就労移行支援事業を推進する。

（3）就労の場の提供・確保としては、市の業務委託等による就労の確保や福祉施設等における障害者の雇用の確保に努める。（4）事業所・企業への総合的な支援としては、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）等の周知、障害者雇用の理解や職場環境のユニバーサルデザイン化を促すほか、事業主、公正採用人権啓発推進員等へパンフレットの配布を行うなど、情報発信の強化を図る。

2－8 地域生活移行の方策については、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」や「入所施設の入所者」の地域生活への移行を進めていくことが求められている中で、障害者の地域生活移行においては、地域の住民の理解促進が重要となる。そこで、（1）居住の場の確保（2）居住の継続支援に努める。

次に、2－9相談支援体制の充実の方策である。（1）総合的な相談体制の構築として、福祉課や発達支援準備室において、総合相談窓口における相談体制の強化を図るほか、障害者相談員や民生委員・児童委員等との連携・協力体制を強化する。また、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援、生活力を高める支援、各種専門機関の紹介等総合的な相談支援体制の整備を図る。（2）障害者自立支援協議会の強化・連携としては、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場である新居浜市障害者自立

支援協議会を強化する。（3）相談支援体制の整備（4）障害者のケアマネジメント体制の整備に努める。

以上概略であるが、説明を終わらせていただく。

市長 私からのお願いがある。市の職員についても、障害者を計画的に採用しているが、平成21年度は該当者がいないということである。臨時職員についても募集している。それぞれの課所で働いていただくことが前提であるので、人事課から話があれば、積極的に考えていただきたい。

副市長 10ページの「就労の場の提供・確保」についてである。「市において随意契約が可能な契約」という記載があるが、具体的に市が発注できるような業務があるのか。あれば、契約課に言つていただきたい。

市長 マイントピア別子の温泉施設のタオルのクリーニングは、「わかば会」と「まさき育成園」にお願いしていると思う。

総務部長 既に通知しているが、地方自治法施行令の改正に伴い、この度、市の契約規則の一部改正を行った。その結果、平成21年度から、障害者自立支援施設などからの物品の買い入れや、障害者自立支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体などから役務の提供を受ける場合、一定の手続きにより随意契約ができるようになる。

副市長 まずは、各施設が何を作っているかを知らなければならないので、後で教えてほしい。

福祉部長 廃油を利用した「みかん石鹼」、お菓子箱や洗濯バサミ、ウエスなど、いろんなものを作っている。

副市長 県では、そういう施設で作っているタオルなどを、竣工式の記念品としたりしている。

市長 清掃業務など、障害者の方が可能な業務もある。福祉部で、各作業所で提供可能な物品や役務をまとめて、各課所に通知していただきたい。

市長 他に質問等あるか。ないようなら、この件は終わる。

企画部長 定額給付金はどうなっているのか。

企画部長 定額給付金については、関係課所から何人か出ていただいて、検討を進めている。一番の問題は、対象者を抽出するプログラム作成のための予算執行ができないことである。市の基幹システムの業者に、事前に検討をお願いするという形で、情報政策課と協議させていただいている。もう1点は、子育て応援特別手当である。この手当では、3歳以上18歳以下の子どもが2人以上いて、就学前3学年の子どもがいる場合に、第2子以降の就学前3学年の子どもを対象として、手当を支給しようというものであるが、この手当でも、定額給付金と一緒に支給できるかどうかが課題となっている。今、この辺りの事務的な精査を行っているところである。国の補正予算は成立したが、年度内支給については、あくまでも、国の関連法案の成立時期にかかっている状況である。

市長 関連法案の成立は、最長、いつ頃であったか。

企画部長 参議院が衆議院の可決法律案を受け取った後 60 日ということで、3月 14 日以降となる。そうなると、3月議会で、補正予算の追加提案することになろうと思うが、年度内支給は非常に厳しい。

市長 支給の基準日は、昨日、2月 1 日であった。定額給付金についてはいろいろ議論があり、支給のための事務処理なども考えると疑問もあったが、もう市民にとっては悪くはないなど、今は思っている。消費拡大ということでは、これしかないのではないかというような気がする。これからは、当然、給付作業をきちんと実行していくということと、ただ単に配るというだけではなく、消費に繋げていくことを、経済部に指示している。給付と消費をセットで考え、市内の経済活性化が図れるように検討していただきたい。支給事務を含め、全庁挙げて取り組まなければならないので、よろしくお願ひする。では、本日の庁議はこれで終わるが、冒頭に申し上げたとおり、臨時市議会の対応方よろしくお願ひする。